

いじめ防止基本方針

令和5年4月 一部改訂

平成25年、「いじめ防止対策推進法」という法律が制定されました。この法律によって学校は

- ①「いじめ防止基本方針」を策定すること
- ②いじめ防止等の対策のための「組織」を設置すること
- ③いじめ防止・早期発見・いじめに対する措置についての具体的な取組を明確にすること

が義務化されました。

いじめは被害児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為です。学校の内外にかかわらず、いじめをおこさないこと、いじめをなくすことを、一番身近にいる大人として私たちは目指していかなくてはなりません。

以下には、「義務化」された基本方針や組織等を整理して載せています。が、目的は形を整えることではなく、策定の過程を通して、いじめを『どの学校でも起こりうること』と「自分事」として引き寄せ、『いじめを許さない学校をつくる』という共通理解を、改めて私たち全教職員で確認し合うことではないかと思っています。

いじめの定義（「いじめ防止対策推進法 第2条」）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等 当該児童と一定の人間関係のある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

○学校として事実を確認しているものではなく

いじめられた児童生徒がどう感じているかが問題

○必ずしも上下関係の間で起きるものではない

一定の人間関係のあるもの

→いじめは、いつでもどこでも起こり得ます。

取組の具体

1. 未然防止

本校は、各学年1学級の学校である。入学の時から同じ集団の中で過ごすことで、互いの性格、得意なことや苦手なこと、好きな物、嫌いな物などをよく知っていることが、個々の人間性を尊重して関わり合えるという「プラス」に働く。一方で低学年のうちにできてしまった人間関係を、なかなかリセットできないまま学年が上がっていく、という「マイナス」面も否定できない。卒業するまで学級編成が無い本校だからこそ、全ての児童をいじめに向かわせないための「心の教育」に努めることが、いじめの未然防止につながり、その育ちは、心豊かで自他を尊重し、ともに高め合い、支え合う「自立した札幌人」へとつながるものとする。

豊かな心の育成

○自他の命を大切にする指導の充実

- ・道徳教育の要としての「特別の教科 道徳」や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、「いじめを許さない」「絶対に見過ごさない」という学級風土をつくる
- ・「あいさつ」「ありがとう」「あるきかた」「あとしまつ」を大切にされた学級経営を通して、互いを思い合ったり尊重したりする態度を育てる
- ・低中高のブロックでの交流を柱とした、学年を超えた交流活動における共有体験の積み上げを通し、自己肯定感を高める
- ・本校の特徴である、身近にある多くの自然、そして自然とかかわる地域の人とのふれ合いを積極的に進め、互いを思いやる心や生命を尊重する心の育成に努める
- ・困ったり、悩んだりしたときは誰かに相談できるという安心感がもてるような校内相談支援体制の構築
- ・誰かのために行動したり、友達と共に作り上げるような経験をしたりすることで、自己有用感が高まるような取組を推進する。

○分かる・できる授業づくりの推進

- ・様々な学習活動を通して、互いを思いやり、尊重しようとする意識を高めるための日常的な取組
- ・学びのユニバーサルデザインを意識し、授業を通して「分かる・できる」を味わえるようにする。
- ・言語活動を大切に、自分で考え、判断する力、表現する力を身に付けられるようにする。

2. 早期発見

○児童アンケートなど、声を拾う機会の重視

・全市一斉のアンケート(悩みいじめ調査)に加え、6月と1月に児童アンケート(みんなのくらしアンケート)を実施、気になる児童との対話や家庭との連携、事案によっては学校としての情報共有を大切にする

○家庭とのコミュニケーションの重視

・年4回計画している教育相談に限らず、保護者とコミュニケーションをとる機会を大切にする
登校が遅れている児童の家庭への問い合わせ連絡
欠席した児童の家庭への連絡
保護者の安心につなげるための子どもの様子お知らせ連絡(困りだけではなくよいことも)
何気ない会話を大切に、互いに「相談しやすい」雰囲気をつくる

○学校内の情報共有「ホウ・レン・ソウ・ニン・ジン」の重視

・報告・連絡・相談・確認・迅速
些細なことでも情報交換
・担任一人で抱えない
・担任の責任ととらえない
・職員会議や職員集会の場を活用して、気になる児童の情報交流を行う
学習支援に関わって
家庭の様子に関わって
学級内の人間関係に関わって
・対応が必要な場合には「学びの支援委員会」や「ケース会議」を開催して組織で対応

○学習時間以外の児童とのふれあいも大切に

・学習時間以外の姿で見えてくる人間関係にアンテナを

○子どもが出す「サイン」に気付く ~以下枠内 藤の沢小学校危機管理マニュアルより~

(1) いじめられた子どもからのサイン

ア、服装に汚れが目立つ。(特に背中に汚れが付いていたら要注意。)
イ、顔色が悪く、いつもより元気がない。(心理的ないじめのために情緒的不安を引き起こす。)
ウ、オドオドしている。(自信を失い、何をやっても成功しない。すぐ涙ぐむ。)
エ、他人の言いなりになっている。(自分の考えで動けないで、遊びに誘われた時、いやでも我慢してみんなについて行く。)
オ、友人の使い走りをする。
カ、一人の行動が目立つようになる。(一人でぼんやりしたり掃除したりしている。)
キ、まわりから悪口を言われても反発しない。(どちらかという愛想笑いをしている。)
ク、体の不調を訴え、学校を休みがちになる。 など

学校で

ア、持ち物や学用品がなくなる。(筆箱やシャープペン、鉛筆、上靴等がなくなったり、壊されたり、隠されたりする。)

イ、体にあざ、擦り傷ができる。(特に見えにくい部分にある。)

ウ、ノートやカバンに落書きされる。(教科書やノートに「死ね」というような落書きがある場合。)

エ、無断で金銭を持ち出す。

オ、下校してぐったりしている。普段食べるおやつにも手を出さない。

カ、体調の不良を訴え、登校をしぶる。(頭痛や腹痛を訴え、それを理由にする。) など

家庭で

ア、ある子どもが正しい意見を言うと、野次が飛んだり、冷やかしたりする。

イ、良い行為をした子どもを褒めると、笑ったり、しらけたりすることがある。

ウ、物がなくなるなどの出来事が起きた時、特定の子どもの名前が出てくる。

エ、特定の子どもに対して、顔をそむけたり、わざとよけたりする素振りがある。

オ、グループ編成の際、特定の子がいつも最後まで残る。

カ、特定の子の上靴のいたずら、傘などの破損が頻繁にある。 など

周囲の子どもから

ア、学級の中で、悪口や陰口が盛んに言われる。(「くさい」「のろま」「トロイ」「うざい」などといった悪口が平気でとび交う。)

※いやがるような(あだ名)を言う場合も同様

イ、間違った時、はやし立てたり、冷やかしたりする。

ウ、学級の中に、閉鎖的ないくつかの小集団ができる。

エ、集団で活動する時に、一人での活動が目立つ。 など

普段の学校生活から

(2) いじめる子どもからのサイン

ア、他人の失敗などに反応することが多い。

イ、攻撃的態度で、他をグループから排除する。

ウ、こそこそ話し合い、教師の目を避ける。

エ、すぐに腹を立て、ふてくされる。

オ、相手をわざと怒らせるような態度をとる。

カ、その他(だれかを呼び出したり、たむろしたりするなど) など

いじめる側の子どもの様子の特徴

3. いじめが起きた時の対処

①情報の把握

- ・全職員で子どもへ関わり、登校観察などから情報を得る
- ・変化に気付いたら過小評価せずに、教務主任や特別支援教育コーディネーター（教頭）に報告、教職員で共有する
- ・児童アンケートの計画的な推進

②正確な事実確認

- ・いじめ行為はその場で指導
- ・子ども、保護者、地域等からのいじめの相談を受けた場合は、真摯に傾聴
- ・周囲の子どもを含め、関係する子どもから速やかに聞き取り
- ・聞き取りを行う際は複数で対応する。（例：担任と担任外1名等）
- ・聞き取ったことについては、「事実」と「想像」を区別して記録化
- ・加えて一連の流れを時系列で記録化
- ・ホウ・レン・ソウ・ニン・ジンを常に意識

③組織による指導方針の相談・決定

- いじめ対策委員会=校内学びの支援委員会+（管理職・担任外）
- ・いじめ対策委員会を招集し、学校全体で対応する体制を確立する
- ・委員会内での事実の共有
- ・役割分担
（被害者支援担当・加害者指導担当・家庭との連携・外部関係機関との連携・・・等）
- ・対応の方針を決定する
- ・臨時職員会議の開催
- ・全教職員でいじめの事実の共通理解を図る
- ・学級指導の時期・内容

④被害児童への対応

- ・気持ちに寄り添い、心理的安定を図る。
- ・休み時間等、学習時間以外の時間に気を配り見守りを実施する。
- ・本人にも支援の方法を伝え、安心させる。
- ・学級指導を、本人と保護者の了解のもと行い、より良い集団作りを推進する。

④加害児童への対応・指導

- ・本人のいじめの背後にある要因を理解する。頭ごなしの否定は避ける。
- ・その上で、いじめは絶対にあってはならない行為であることを理解させ、被害者の児童の気持ち、辛さに気付かせる。
- ・保護者との連携のもと、継続的に全教職員で指導・支援する。

軽微なものを除き、対処方法に見通しが立たない、長期化している、犯罪行為や深刻な人権侵害となる疑いがあるいじめ、学校外でのいじめ等の場合、下記①②と連携し対処する。

①教育委員会

連携

連携

②的確な対応に向けた関係機関との連携

連携

- ・スクールカウンセラー、SSW 等
- ・医療関係
- ・警察 … * (1)

* (1)について
児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合、学校として警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

<いじめ防止対策推進法 第23条第6項を受けて>

⑤保護者との連携

- ・保護者と直接会い、事実関係をその日のうちに伝える。
- ・学校としての対応（学校としてできる最大限の指導・支援）の方向性を伝える。
- ・こまめな連絡を。
「結果」ではなく「経過」を伝える意識で。

⑤傍観者・観衆児童への対応・指導

- ・いじめを自分事としてとらえさせ、また、いじめは絶対にあってはならない行為であることを理解させて、被害者の児童の気持ち、辛さに気付かせる。
- ・いけないと感じたことを黙って見過ごさない、規範意識と思いやりの心を育てる。

4. いじめの解消に向けて

⑥経過観察

- ・保護者と十分連絡を取り合う。
- ・日常の観察に加え、様々な形でかかわりをもつ。
 - *いじめ再発のサインはないか
 - *意欲的に活動しているか
 - *友達関係に改善・変化はあるか
 - *家庭での様子はどうか
 - *保護者はどう見ているか

⑦問題の解消へ向けて

- ・何をもって「解決」とするかの判断の共有
- ・保護者へ今後の対応も含めた報告。

■いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめ行為が止んでいる状態が少なくとも3か月以上継続
- ・被害児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること

ただし、いじめが解消されている状態とは、あくまで一つの段階にすぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、児童を日常的に注意深く観察する。

5. 再発防止に向けて

⑧いじめ対策委員会での再検討 ～その後についての検討～

- ・指導・支援体制に修正を加える必要はあるか。
- ・同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係の集団づくりを進める。

日常の中で示したい、いじめを許さない大人の姿勢

自己肯定感を育む、心の教育の推進